

## 研究委員会に関する内規

2006年3月20日理事会承認

### (目的)

第1条 船舶及び海洋工学、その他一般海事に関する学術技芸の研究など本会の目的を達成するために必要な特定事項を調査、研究するため、プロジェクト研究委員会およびストラテジー研究委員会を設置することができる。

第2条 プロジェクト研究委員会は具体的な課題について到達目標を明確に定めて時限的に研究を実施する。

第3条 ストラテジー研究委員会は学会として積極的に発信すべき戦略的課題について到達目標を明確に定めて時限的に研究を実施する。

### (委員)

第4条 研究委員会の委員は会員に限ることなく研究の目的を達成するために適切な構成とする。ただし、委員長は会員から選出する。

第5条 委員は理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第6条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とする。

### (期間)

第7条 プロジェクト研究委員会、ストラテジー研究委員会は2年間を目処として調査、研究を実施し、設置から3年以内に完了するものとする。

### (設置の申請と決定)

第8条 研究委員会の設置申請は、研究分野に応じて次のいずれかの方法により行う。

(1) 分野所属の研究委員会は、当該分野の分野研究企画部会に申請書(委員会申請様式1)を提出する。

(2) 横断的の分野の研究委員会は、研究企画委員会に申請書(委員会申請様式1)を提出する。

第9条 分野所属の研究委員会の申請は、分野研究企画部会の議を経て研究企画委員会に提案される。

第10条 研究委員会の設置申請は、随時行うことができる。

第11条 研究委員会の設置は、分野所属委員会・分野横断型委員会のいずれの場合も、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。

第12条 設置の決定した委員会は、委員長および会計担当を決定すると共に、委員名簿(委員会申請様式2)を所定の期日までに、事務局に提出する。

### (補助金)

第13条 設置の決定した研究委員会は、補助金を受けることができる。ただし、成果非公開の委員会は、補助金の支給はない。

第14条 補助金を受けようとする場合、申請代表者はその明細を申請書に記入して提出しなければならない。

第15条 補助金額は、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。

第16条 補助金の支給が決定した場合、会計担当者は預金口座(原則として銀行預金口座)を開設し、「銀行名、店名、店番号、口座種別、口座番号、口座名義」を事務局に連絡する。

(会費)

第17条 会費等を徴収する場合は学会の事業として会計処理を行う。

(研究活動)

第18条 研究委員会の研究活動については、その研究委員会の自主性を尊重する。

第19条 研究委員会の活動にあたっては、研究委員会が日本船舶海洋工学会に帰属するものであることを明らかにしなければならない。

第20条 研究委員長と会計担当者が会計管理の責任を負う。

第21条 年度末に決算報告を金融機関発行の残高証明書を添えて事務局に提出する。

(研究報告)

第22条 研究委員会の開催の度に、「KANRIN」掲載用の中間報告(委員会名、参加人数、提出資料名、議事概要、連絡先)を事務局に提出する。

第23条 年度末に、年度報告書(研究委員会報告様式1)を事務局および研究企画委員会に提出する。また事業完了時に、最終報告書を研究企画委員会に提出する。

第24条 研究委員会の活動内容および成果について、本会より「KANRIN」、「論文集」、シンポジウム等への発表を依頼することがある。

(解散と補助金支援停止)

第25条 研究委員会の活動が終了した場合または研究委員会が支援を必要としなくなった場合、委員長は分野研究企画部会(分野別委員会)あるいは研究企画委員会(分野横断型委員会)を通じてその旨を申請し、本会の承認を得た後、委員会を解散または本会からの支援を停止することができる。

第26条 研究活動終了時における余剰金は原則として学会に返納する。ただし、承継委員会が発展的に研究を引き継ぐ場合は、研究企画委員会の議および理事会の承認を経て余剰金を引き継ぐ場合もある。

第27条 次の事由による場合、会長は研究委員会の解散または支援停止をすることができる。この場合、研究理事を通じてその旨研究委員会委員長に通知する。

(1) 委員会が目的とする活動を停止している場合、または申請した目的をはずれた活動をしている場合

(2) 補助金が目的以外に使用されている場合

(3) 本会に対し不利益を与えた場合